

正 会 員 各 位

全 L 協保安 28 第 21 号  
平成 28 年 6 月 20 日

(一社) 全国 LP ガス協会

### 液石法等の運用及び解釈についての一部改正について（お願い）

標記につきまして、平成 28 年 4 月 21 日付け全 L 協保安 28 第 12 号により意見募集について、また、5 月 9 日付けで全 L 協が提出した意見についてお知らせしたところです。

この度、別添のとおり 6 月 8 日付けで経産省より改正・施行について通知及び周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また直接会員におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願ひいたします。

今回の改正の中で、全 L 協等が意見提出した供給設備点検の不在処理（3 回不在）は含まれておりません。

なお、意見募集時との変更内容は下記のとおりです。

#### 記

##### ○ 意見募集時との変更内容

- ・新旧対照表 1 ページ下から 5 行目に「消費設備の調査に係る」という文言を追加
- ・新旧対照表 5 ページの表中 3. 定期供給設備点検の欄に「うち拒否数 戸（ 戸）」の項目を追加

##### ○ 一部改正について掲載されているホームページ（経産省ホームページ内）

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/detail/hourei.html#280608](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/hourei.html#280608)

以 上

発信手段： E メール  
保安部：内倉、渡辺、片岡

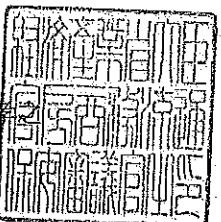
別添

経済産業省

20160524 商局第 2 号  
平成 28 年 6 月 8 日

一般社団法人全国 L P ガス協会  
会長 北嶋 一郎 殿

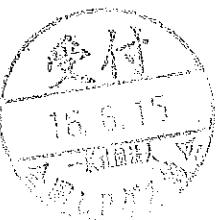
経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田



## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部改正について

上記の件について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙のとおり改正したので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。



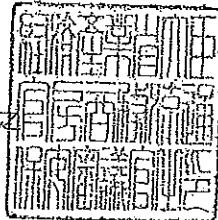
## 経済産業省

20160524 商局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月8日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成28年6月8日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規程による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第132条（報告）関係の規定による保安業務実施状況報告は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度について適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

○別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について（傍線部分は改正部分）

改 正 索	現 行
第 34 条（保安機関の業務等）関係	第 34 条（保安機関の業務等）関係
<p>1. (略)</p> <p>2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業者は占有者の承諾を得ることでなければ、料飲食店、旅館、学校、病院その他の施設（以下「業務用施設」）に類する施設（以下「業務用設備」）に係る供給設備又は消費設備の設置の場所は、保安機関は当該施設に係る販売事業者に要請し、要請を受けた販売事業者は当該消費者から承諾が得られるよう努めること。</p> <p>この結果なお点検調査に応じない場合にあっては、当該業務用設備の所在地を管轄する都道府県知事に連絡するよう促すこととする。また、当該連絡を受けた都道府県知事は、必要に応じ、当該一般消費者等に対し、供給設備又は消費設備の点検調査に応じるよう指導されたい。</p> <p>3. 第1項ただし書中「所有者又は占有者の承諾を得ることができないとき」（以下3.において「調査拒否」という。）の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合のほか、消費設備の調査に係る訪問時に不在であって、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のために三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業者は占有者の承諾を得ることでなければ、料飲食店、旅館、学校、病院その他の施設（以下「業務用施設」）に類する施設（以下「業務用設備」）に係る供給設備又は消費設備の設置の場所は、保安機関は当該施設に係る販売事業者に要請し、要請を受けた販売事業者は当該消費者から承諾が得られるよう努めること。</p> <p>この結果なお点検調査に応じない場合にあっては、当該業務用設備の所在地を管轄する都道府県知事に連絡するよう促すこと、当該消費者に対し、供給設備又は消費設備の点検調査に応ずるよう指導されたい。</p> <p>3. 第1項ただし書中「所有者又は占有者の承諾を得ることができないとき」（以下3.において「調査拒否」という。）の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合のほか、消費設備の調査に係る訪問時に不在であって、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のため三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。</p>

改正案	現行
<p>なお、各都道府県知事は、保安機関に対して、一般消費者等にあらかじめ点検調査の日時を連絡したり、一般消費者等の都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすよう指導されたい。</p>	
4. (略)	3. (略)

○別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第 36 条（供給設備の点検の方法）関係	第 36 条（供給設備の点検の方法）関係
1. 第 1 項第 1 号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとすると、液化石油ガス販売事業者の全部又は一部を承継したときは、「供給開始時」には当たらないこととする。	1. 第 1 項第 1 号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとすると、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の全部又は一部を承継したときは、「供給開始時」には当たらないこととする。
また、液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、工事終了後規則第 18 条第 9 号に規定する気密試験を実施して合格した供給設備を用いて、直ちに供給を開始しようとするとときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。	液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、その終了後規則第 18 条第 9 号の規定により気密試験を実施した供給設備により直ちに供給を開始しようとするとときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。
さらに、「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月 1 回以上行われる場合にあっては毎月 1 回以上）」は、容器交換時とは別に月 1 回の検針時をもって点検を実施しても差支えない。	「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月 1 回以上行われる場合には毎月 1 回以上）」は、容器交換時とは別に月 1 回の検針時をもって点検を実施しても差支えない。
第 37 条（消費設備の調査の方法）関係	第 37 条（消費設備の調査の方法）関係
1. 第 1 号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするとときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の全部又は一部を承継したときは、「供給開始時」には当たらないこととする。	1. 第 1 号表中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すところ。
また、同欄中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。	2. ~ 4. (略)
第 38 条（周知の方法）関係	第 38 条（周知の方法）関係
1. 「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を	(新設)

改正案

開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらなければととする。

2. ~ 5. (略)

1. ~ 4. (略)

現行


改正案 第132条(報告)関係

様式2 保安委員会施設登録報告

様式2

年 月 日

保安委員会施設登録報告

般

年 月 日

氏名又は名称及び法人における  
代表者の氏名  
法定代理  
住所

改訂行為ガスの供給の従事者の選任に付する法律規則第132条の規定により施行します。  
1. 供給する事業の期間 一年 月 月 から 年 月 月  
2. 保安委員会施設登録  
事業者の名稱  
事業所の所在地  
保安委員会登録者数

人 (うち、保安委員会係員が他の職務等の割合を定める旨添付) (平成 9年通常運営報告小類)

保安委員会登録者数	改訂行為ガスの供給の従事者の選任に付する法律規則第132条の規定により施行します。		保安委員会登録者数	改訂行為ガスの供給の従事者の選任に付する法律規則第132条の規定により施行します。
	改訂行為ガスの供給の従事者の選任に付する法律規則第132条の規定による登録者数	改訂行為ガスの供給の従事者の選任に付する法律規則第132条の規定による登録者数		
1. 供給開始時点・監査	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
2. 各種文書類等提出書類	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
3. 送別引取済品点検	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
4. 定期点検設備点検	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
5. 用紙	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
6. 保安委員会登録者数	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
7. 緊急連絡路	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
3. 次に又は構成員の変更の内容	変更の内容			

- (備考) 1. 定期点検設備点検の「以後は監査に該当する」の間に付した趣旨には、調査又は評議会のためにに  
2. 以前より加担しなが、不作手で調査又は評議会が実施できない、裁判等有形の證を証據すること。  
3. 「保安委員会登録者数」の欄及び「当年度の保安委員会登録者数を記載すること」の間ににおける記述には、他の消化行為  
ガス販売業者からも受けた保安委員会登録者数を記載すること。
2. この用紙の大書きは、日本工業規格B4とするごとく。

現行 第132条(報告)関係

様式2

年 月 日

保安委員会施設登録報告

般

年 月 日

氏名又は名称及び法人における  
代表者の氏名  
法定代理  
住所

改訂行為ガスの供給の従事者の選任に付する法律規則第132条の規定により施行します。

1. 告知する事業年度の期間 保 月 日から 保 月 日

2. 保安委員会施設登録

事業者の名稱

事業所の所在地

保安委員会登録者数

保安委員会登録者数	改訂行為ガスの供給の従事者の選任に付する法律規則第132条の規定により施行します。		保安委員会登録者数	改訂行為ガスの供給の従事者の選任に付する法律規則第132条の規定により施行します。
	改訂行為ガスの供給の従事者の選任に付する法律規則第132条の規定による登録者数	改訂行為ガスの供給の従事者の選任に付する法律規則第132条の規定による登録者数		
1. 供給開始時点・監査	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
2. 各種文書類等提出書類	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
3. 送別引取済品点検	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
4. 定期点検設備点検	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
5. 用紙	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
6. 保安委員会登録者数	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
7. 緊急連絡路	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )	戸 ( )
3. 次に又は構成員の変更の内容	変更の内容			

3. 既内又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) 2. この用紙の大書きは、日本工業規格B4とするごとく。

参考

1. 定期点検設備点検の「以後は監査に該当する」の間に付した趣旨には、調査又は評議会のためにに  
2. 以前より加担しなが、不作手で調査又は評議会が実施できない、裁判等有形の證を証據すること。  
3. 「保安委員会登録者数」の欄及び「当年度の保安委員会登録者数を記載すること」の間ににおける記述には、他の消化行為  
ガス販売業者からも受けた保安委員会登録者数を記載すること。

2. この用紙の大書きは、日本工業規格B4とするごとく。